

自動車運転免許の取消し、効力の停止等を行う場合の聴聞及び意見の聴取並びに弁明の機会の付与に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

平成6年9月30日  
本部（運管）第62号

〔沿革〕 平成10年3月本部（運管）第6号、14年5月本部（免許）第42号、20年3月本部（企）第16号、21年6月本部（免許）第32号、26年5月第41号、28年3月本部（警務）第12号、令和3年3月第19号、4年5月本部（免許）第22号、7年7月第44号改正

この度、行政手続法（平成5年法律第88号）の制定に伴い、平成6年10月1日から聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）が施行されたことから、みだしの要領を別添のとおり制定したから事務処理上誤りのないようされたい。

#### 別添

### 自動車運転免許の取消し、効力の停止等を行う場合の聴聞及び意見の聴取並びに弁明の機会の付与に関する事務処理要領

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞及び弁明規則」という。）並びに道路交通法に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取及び弁明規則」という。）に定める運転免許の取消し、停止等に関する手続き事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

##### 2 用語の意義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

###### (1) 行政庁

行政庁とは、法令に定める処分権限を有する者及び法令の規定により権限を委任された者（公安委員会、警察本部長）をいう。

###### (2) 主宰者

主宰者とは、行政庁の指名する警察職員をいう。

###### (3) 当事者

当事者とは、不利益処分の名あて人となるべき者で聴聞及び意見の聴取並びに弁明の機会の付与の通知を受けた者又は運転免許の効力の停止並びに国際運転免許等の運転禁止を受けた者をいう。

###### (4) 代理人

代理人とは、当事者の委任を受け、当事者のために聴聞及び意見の聴取並びに弁明に関する一切の手続きをすることができる者をいう。

(5) 補佐人

補佐人とは、聴聞及び意見の聴取並びに弁明において、当事者又は参加人並びに代理人のため意見を述べるなど、これらの者を援助又は補佐する者をいう。

(6) 関係人

関係人とは、当事者以外の者であって、当該不利益処分について利害関係を有するものと認められる者をいう。

(7) 参加人

参加人とは、前記(6)の関係人であって聴聞事案に関する手続きに参加する者をいう。

## 第2 聴聞

### 1 対象となる処分

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2の規定による聴聞の特例の対象となる処分は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法第103条第1項第1号から第4号に該当する免許の取消し、90日以上  
の免許の効力の停止及び90日以上国際運転免許等の運転禁止
- (2) 道路交通法第103条第1項第6号及び第7号に該当する重大違反唆し等又は道  
路外致死傷による免許の取消し及び90日以上免許の効力の停止
- (3) 道路交通法第103条第1項第8号に該当する90日以上免許の効力の停止（危険  
性帯有）
- (4) 道路交通法第103条第2項第5号に該当する道路外致死傷で故意によるもの又  
は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律  
第86号）第2条から第4条までの罪に当たるものによる免許の取消し

### 2 代理人等の出席手続き

- (1) 行政庁は、当事者又は参加人から代理人を選任する旨の申請があった場合は、  
代理人資格証明書（別記様式聴・第1号）を、代理人がその資格を失った旨の届  
け出があった場合は、代理人資格喪失届出書（別記様式聴・第2号）を提出（運  
転免許センター経由）させて行うものとする。
- (2) 主宰者は、参加人、補佐人、参考人から聴聞への出席許可の申請のあった場合  
は、聴聞期日の4日前までに各々の許可申請書（別記様式聴・第3号、第4号、  
第5号）を提出させて行うものとする。
- (3) 主宰者は、前記の申請を許可したとき又は参考人として聴聞期日に出頭を求め  
る場合には、速やかに各々の出頭許可書（別記様式聴・第5号の1）により通知  
するものとする。

### 3 聴聞の通知及び公示

- (1) 行政庁は、当事者に対し聴聞期日の1週間前までに聴聞通知書（別記様式聴・  
第6号又は第6号の1）により通知するとともに、聴聞の期日及び場所を記載し  
た書面（別記様式聴・第9号又は第9号の1）をインターネットの利用その他の  
方法により公示して行うものとする。
- (2) 当事者の所在が判明しないときは、次に掲げる事項及び聴聞通知書をいつでも  
交付する旨を記載した書面（別記様式聴・第10号又は第10号の1）を公安委員会

の掲示板に公示して行うものとする。

ア その者の氏名

イ 聴聞の期日及び場所

ウ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- (3) 前記(2)の聴聞の期日の指定は、掲示した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなし、さらに2週間以降の日を指定するものとする。

#### 4 聴聞期日及び場所の変更

- (1) 行政庁は、当事者の申出により、聴聞（弁明）の期日又は場所を変更する場合は、聴聞（弁明）期日・場所変更申出書（別記様式聴・第7号）を提出（運転免許センター経由）させるものとする。
- (2) 前記(1)の申出により又は職権で聴聞（弁明）の期日又は場所を変更する場合は、聴聞（弁明）期日・場所変更通知書（別記様式聴・第8号）により当事者に通知するとともに、聴聞の期日及び場所を記載した書面（別記様式聴・第9号又は第9号の1）をインターネットの利用その他の方法で公示するものとする。

#### 5 文書の閲覧

- (1) 行政庁は、当事者及び参加人から、聴聞の通知があったときから聴聞が終了するまでの間に文書の閲覧請求があった場合は、文書閲覧請求書（別記様式聴・第11号）を提出（運転免許センター経由）させて行うものとする。ただし、聴聞期日における閲覧請求は口頭で行うことができる。
- (2) 閲覧の対象となる文書は、当該事案について調査した結果にかかる調書、その他の当該不利益処分の原因となる事実を立証する資料とする。
- (3) 閲覧を許可したときは、審理に必要な準備を考慮して閲覧日時及び場所を当該請求者に速やかに通知するものとする。ただし、次に掲げる場合には、閲覧を拒否することができる。
- ア 第三者の利益を害するおそれがあるとき。
- イ 閲覧により取締役の秘密等が漏れるなど公益上の支障があるとき。
- ウ むやみに閲覧請求を乱発するなど、明らかに閲覧権の乱用があると認められるとき。
- (4) 聴聞期日までに閲覧させることができないときは、閲覧日以降に、新たな聴聞期日を指定して行うものとする。

#### 6 聴聞の方式

聴聞は、公開による口頭審問の方法によるものとし、聴聞の冒頭において不利益処分の内容等を行政庁の職員が説明してから行うものとする。

#### 7 陳述の制限等

- (1) 主宰者は、出席者等が聴聞に係る事案の範囲を超えて発言するときは、審理の適正な進行を図るため発言を制限することができる。
- (2) 主宰者は、出席者が聴聞の審理の秩序を乱し又は不穏な言動をするとき、その他秩序を維持するため必要と認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

## 8 陳述書等の提出

(1) 主宰者は、当事者又は参加人から聴聞期日への出頭に代えて陳述書を提出する場合は、次に掲げる事項を記載した書面を聴聞期日までに提出させるものとする。

- ア その者の住所、氏名
- イ 聴聞の件名
- ウ 聴聞に係る事案についての意見
- エ 証拠書類等

(2) 主宰者は、出頭者から前記陳述書及び証拠書類等の提示を求められたときは、これを示すことができる。

## 9 提出物目録の作成

(1) 主宰者は、証拠書類等の提出を受けたときは提出物目録（別記様式聴・第12号）を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。

(2) 主宰者は、証拠書類等が必要なくなった場合は、還付請書（別記様式聴・第13号）と引換えに速やかに提出者に返還するものとする。

## 10 聴聞の続行、再開、終結

### (1) 聴聞の続行

主宰者は、聴聞期日における審理の結果、次に掲げる聴聞続行の事由があると認めた場合は、聴聞続行（再開）通知書（別記様式聴・第14号）により聴聞期日及び場所を通知して、改めて聴聞を行うものとする。

- ア 当事者等の希望する意見陳述等が尽くされていない場合
- イ 当事者等の主張に根拠があるか否かについての審理が不十分の場合

### (2) 聴聞の再開

ア 行政庁は、聴聞終結後に生じた事情に基づき必要があると認めるときは、主宰者に対し聴聞の再開を命ずることができる。

イ 主宰者は、聴聞を再開する場合は、聴聞続行（再開）通知書により聴聞期日及び場所を当事者に通知するものとする。

### (3) 聴聞の終結

主宰者は、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出の機会を放棄したものと認められる場合、その他聴聞を続行する必要がないと認めた場合は、聴聞を終結するものとする。

## 11 聴聞調書の作成

(1) 主宰者は、聴聞の審理の経過及び不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにした聴聞調書（別記様式聴・第15号）を作成し、記名押印しなければならない。

(2) 聴聞調書には、次の事項を記載すること。

- ア 聴聞の件名
- イ 聴聞の期日及び場所
- ウ 主宰者の職名及び氏名
- エ 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並

びに参考人の住所及び氏名

オ 当事者が聴聞の期日に出頭しなかった場合には、住所及び氏名並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

カ 説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名

キ 行政庁の職員の説明要旨

ク 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人ならびに参考人の陳述の要旨

ケ その他参考となるべき事項

## 12 聴聞結果の報告

主宰者は、聴聞終結後速やかに聴聞報告書（別記様式聴・第16号）を作成して、不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張に理由があるか否かの意見を記載し、記名押印するとともに、聴聞調書を添えて行政庁に提出するものとする。

## 13 聴聞調書等の閲覧

(1) 当事者又は参加人から、聴聞調書又は聴聞報告書の閲覧請求のあった場合は、聴聞終結前には主宰者に、聴聞終結後には行政庁に聴聞調書等閲覧請求書（別記様式聴・第17号）を提出（運転免許センター経由）させ閲覧させるものとする。

(2) 行政庁又は主宰者は、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を指定して当事者又は参加人に通知するものとする。

## 第3 意見の聴取

### 1 対象となる処分

道路交通法第104条の規定による意見の聴取の対象となる処分は、次に掲げるものとする。

(1) 点数制度に基づく取消し、90日以上免許の効力の停止及び90日以上国際運転免許等の運転禁止

(2) 再試験に係る不受験による取消し

(3) 若年運転者講習を受講しなかったこと又は若年運転者講習を受講後に再び違反行為をし、一定の基準に該当したことによる運転免許の受験資格の特例により取得した特例取得免許の取消し

### 2 代理人等の出席手続き

(1) 行政庁は、当事者から代理人の選任申請のあった場合は、代理人資格証明書（別記様式意・第1号）、代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記様式意・第2号）を提出（運転免許センター経由）させて意見聴取を行うものとする。

(2) 行政庁は、当事者から補佐人の出席許可申請のあった場合は、意見の聴取期日までに、補佐人出頭許可申請書（別記様式意・第3号）を提出（運転免許センター経由）させ、申請を許可したとき又は意見の聴取に補佐人を出席させる必要があると認めるときは、当事者に対し通知するものとする。

### 3 意見の聴取の通知及び公示

(1) 行政庁は、当事者に対し意見の聴取期日の1週間前までに意見の聴取通知書に

より通知するとともに、意見の聴取期日・場所を記載した書面（別記様式意・第6号又は意・第6号の1）を公安委員会の掲示板に公示して行うものとする。

(2) 署長、地域部鉄道警察隊長、交通部交通機動隊長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、仮停止等に関する事案が発生した場合は、行政庁に通報（運転免許センター経由）するとともに、当事者に対し意見の聴取通知書（別記様式意・第4号）を交付し、受領書（別記様式意・第5号）を徴しておくものとする。

#### 4 意見の聴取期日及び場所の変更

(1) 行政庁は、当事者の申出により意見の聴取期日又は場所を変更する場合は、意見の聴取期日（場所）変更申出書（別記様式意・第7号）を提出（運転免許センター経由）させるものとする。

(2) 前記(1)の申出により又は職権で変更する場合は、意見の聴取期日（場所）変更通知書（別記様式意・第8号又は第8号の1）により当事者又は代理人に通知するとともに、意見の聴取期日及び場所を記載した書面（別記様式意・第6号又は第6号の1）を公安委員会の掲示板に公示するものとする。

#### 5 意見の聴取の方式

意見の聴取は公開による口頭審問の方法によるものとし、意見の聴取に際し、処分内容及び根拠法令の条項並びに処分の原因となる事実を説明してから行うものとする。

#### 6 陳述の制限等

(1) 主宰者は、出席者等が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて発言するときは、審理の適正な進行を図るため発言を制限することができる。

(2) 主宰者は、出席者が意見の聴取の審理の秩序を乱し又は不穏な言動をするとき、その他秩序を維持するため必要と認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命じる等必要な措置をとることができる。

#### 7 証拠物の提出

(1) 主宰者は、当事者が証拠書類等を提出したときはこれを受理し、意見の聴取調書の証拠の標目欄に確実に記載すること。

(2) 主宰者は、提出のあった証拠書類等が必要なくなった場合は、速やかに提出者に返還するものとする。

#### 8 意見の聴取の続行、終結

##### (1) 意見の聴取の続行

主宰者は、意見の聴取期日における審理の結果、次に掲げる事由があると認めるときは、当事者又は代理人に意見の聴取続行通知書（別記様式意・第9号）により、次回の意見の聴取期日及び場所を通知するとともに、これらの事項を記載した書面（別記様式意・第6号）を公安委員会の掲示板に公示するものとする。

ア 当事者等の希望する意見陳述等が尽くされていない場合

イ 当事者等の主張に根拠があるか否かについての審理が不十分の場合

##### (2) 意見の聴取の終結

主宰者は、次に掲げる場合は、意見の聴取は終結したものとする。

- ア 審議が終了したと認められる場合
- イ 当事者及び代理人が意見を述べ又は有利な証拠を提出する機会を放棄したと認めた場合
- ウ 当事者が退場を命ぜられるなど意見の聴取を続行する必要がないと認めた場合

#### 9 意見の聴取調書の作成

- (1) 主宰者は、意見の聴取終了後、意見の聴取調書（別記様式意・第10号）を速やかに作成し、これに記名押印しなければならない。
- (2) 意見の聴取調書には、次の事項を記載すること。
  - ア 意見の聴取の件名
  - イ 意見の聴取の期日及び場所
  - ウ 主宰者の職名及び氏名
  - エ 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの代理人、補佐人並びに参考人の住所及び氏名
  - オ 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人の陳述
  - カ 証拠書類等が提出された場合には、その標目
  - キ その他参考となるべき事項
- (3) 意見の聴取調書には、図面、その他写真等を添付することができる。

#### 10 意見の聴取の状況報告

主宰者は、意見の聴取終了後速やかに意見の聴取調書を行政庁に提出し、意見の聴取の状況を報告しなければならない。

### 第4 弁明の機会の付与

#### 1 聴聞及び弁明規則に基づく弁明の機会の付与

##### (1) 対象となる処分

- ア 道路交通法第90条第1項第1号から第3号に該当する免許の拒否・保留
- イ 道路交通法第90条第1項第1号又は第2号に該当する仮免許の拒否
- ウ 道路交通法第90条第1項第5号又は第6号に該当する重大違反唆し等又は道路外致死傷による免許の拒否・保留
- エ 道路交通法第90条第5項に該当する免許の事後取消し及び免許の効力の事後停止
- オ 道路交通法第103条第1項第1号から第4号に該当する90日未満の免許の効力の停止及び第107条の5に該当する90日未満の国際運転免許等の運転禁止
- カ 道路交通法第103条第1項第6号又は第7号に該当する重大違反唆し等又は道路外致死傷による90日未満の免許の効力の停止
- キ 道路交通法第103条第1項第8号に該当する90日未満の免許の効力の停止（危険性帯有）

##### (2) 弁明の機会の通知

- ア 行政庁は、当事者に対し次に掲げる事項を記載した弁明通知書（別記様式聴・第18号）により通知するものとする。
  - (ア) 弁明の件名

- (イ) 予定される不利益処分の内容及び根拠法令条項
- (ウ) 不利益処分の原因となる事実
- (エ) 弁明書の提出先及び提出期限
- (オ) 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、出頭日時及び場所

イ 弁明期日（場所）の変更手続きは、前記第2の4に準じて行うものとする。

### (3) 所在不明者に対する手続き

ア 行政庁は、当事者が所在不明である場合は、次に掲げる事項を記載した書面（弁明書を提出させる場合には別記様式聴・第19号、口頭付与の場合には別記様式聴・第19号の1）をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示するものとする。

- (ア) 当事者の住所、氏名、弁明の件名等
- (イ) 弁明に関する事務を所掌する組織の名称、所在地

イ 掲示した日から2週間を経過したときは、当該通知はその者に到達したものとみなす。

なお、掲示に係る弁明書の提出期限はさらに1週間以降の日とすること。

### (4) 弁明の方式

ア 行政庁は、弁明を口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した弁明書（別記様式聴・第20号）を提出（運転免許センター経由）させて行うものとする。この場合、証拠書類等を提出することができる。

イ 弁明を口頭であることを認めたとときは、行政庁、運転免許センター長又は署長等の指名した職員（以下「弁明録取者」という。）が弁明を録取して弁明調書を作成するものとする。

ウ 弁明録取者は、弁明の冒頭において、次に掲げる事項を弁明者に説明して行うものとする。

- (ア) 予定される処分の内容、根拠法令の条項
- (イ) その原因となる事実

エ 行政庁は、当事者から代理人の選任申請のある場合は、代理人資格証明書（別記様式聴・第1号）を提出（運転免許センター経由）させて行うものとする。

### (5) 弁明調書の作成

ア 弁明調書（別記様式聴・第21号）には、次に掲げる事項を記載すること。

- (ア) 弁明の件名
- (イ) 弁明の日時、場所
- (ウ) 弁明録取者の職名及び氏名
- (エ) 弁明の日時に出席した当事者又は代理人の住所及び氏名
- (オ) 当事者の弁明の要旨
- (カ) その他参考となるべき事項

イ 弁明の録取に際して、予定される不利益処分の内容、根拠法令の条項及びその原因となる事実を弁明者に説明した後、弁明を求めるものとする。

ウ 弁明調書は、弁明を録取した後、弁明者に閲覧又は読み聞かせ、誤りのないことを確認させたうえ、署名押印を求め、弁明者が署名押印を拒否したときは、

その旨を記載しておくこと。

エ 弁明録取者は、弁明調書を作成後速やかに運転免許センターに送付するものとする。

(6) 弁明書不提出の場合の措置

行政庁は、口頭による弁明の日時に当事者又は代理人が出頭しない場合又は弁明の提出期限までに弁明書が提出されない場合は、改めて弁明の機会の付与を行わないで処分することができる。

2 意見の聴取及び弁明規則に基づく弁明の機会の付与

(1) 対象となる処分

ア 道路交通法第90条第1項第4号に該当する免許の拒否・保留

イ 道路交通法第90条第5項に該当する免許の事後取消し・免許の効力の事後停止

ウ 道路交通法第103条の2第1項に該当する免許の仮停止・国際運転免許等の仮禁止

エ 道路交通法第104条の2の3第1項の規定による免許の効力の停止

(2) 弁明の機会の通知

行政庁は、当事者に対し、前記(1)のアからウまでの処分に該当する場合は次に掲げる事項を記載した弁明通知書(別記様式意・第11号又は第11号の1)、前記(1)のエの処分に該当する場合は弁明することができる場所を記載した弁明通知書(別記様式意・第12号)により通知するものとする。

ア 弁明の件名

イ 予定される処分の内容

ウ 根拠となる法令の条項

エ 弁明の日時・場所

オ 処分の原因となる事実

(3) 弁明の方式

ア 当事者に対し、あらかじめ定めた提出期限までに弁明を記載した弁明書(別記様式聴・第20号)の提出を認めた場合を除き、口頭で行なわせるものとする。

イ 口頭による弁明は、弁明録取者が弁明を録取し弁明調書を作成するものとする。

ウ 弁明録取者は、弁明の冒頭において、予定される処分内容及び仮停止又は仮禁止の内容並びに根拠法令の条項とその原因となる事実を説明してから行うものとする。

エ 当事者から代理人の選任申請のある場合は、代理人資格証明書(別記様式聴・第1号)を提出(運転免許センター経由)させて行うものとする。

(4) 弁明調書の作成

ア 弁明調書(別記様式聴・第21号)には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 弁明の件名

(イ) 弁明の日時、場所

(ウ) 弁明録取者の職名、氏名

- (エ) 弁明の日時に出頭した当事者又はその代理人の住所及び氏名
- (オ) 当事者又はその代理人の弁明の要旨
- (カ) 提出された証拠の標目
- (キ) その他参考となるべき事項

イ 弁明調書は、弁明を録取した後、弁明者に閲覧又は読み聞かせ、誤りのないことを確認させたうえ、署名押印を求めなければならない。弁明者が署名押印を拒否したときは、その旨を記載しておくこと。

ウ 弁明録取者は、弁明調書を作成後速やかに運転免許センターに送付するものとする。

(5) 当事者が不出頭等の場合における措置

行政庁は、口頭による弁明の日時に当事者又は代理人が出頭しない場合又は弁明の提出期限までに弁明書が提出されない場合は、改めて弁明の機会の付与を行わないで処分することができる。